

教育・保育事業に係る区域設定について

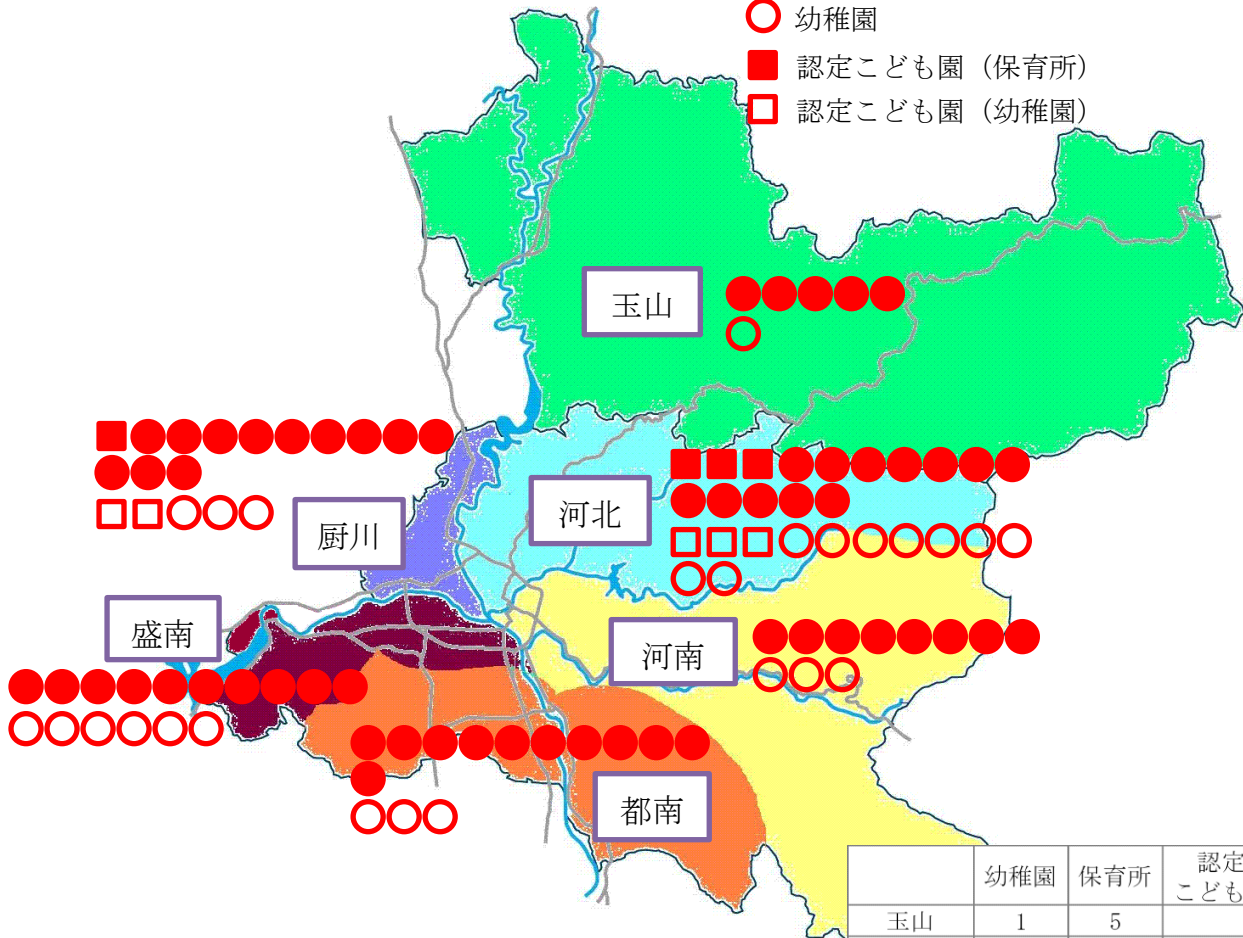
教育・保育事業（認定こども園，幼稚園，保育所，地域型保育事業）における区域については，第2回子ども・子育て会議において，「地区ブロック」とすることとしています。

提供区域の設定に当たっての留意事項

- (1) 教育・保育事業における提供区域は，需給調整の判断基準として運用するものであり，区域内で各認定区分に対応した教育・保育事業を確保することが求められます。
- (2) 教育・保育事業は，提供区域内での利用が基本となりますが，区域外での利用を妨げるものではありません。
- (3) 教育・保育事業の供給量が需要量を下回る区域において，新規参入の希望があった場合は，原則として認可しなければならないこととされています。

◇ 地区ブロックイメージ

- 保育所
- 幼稚園
- 認定こども園（保育所）
- 認定こども園（幼稚園）



	幼稚園	保育所	認定こども園	合計
玉山	1	5		6
河北	12	15	(3)	27
河南	3	8		11
厨川	5	13	(2)	18
盛南	6	10		16
都南	3	11		14
合計	30	62	(5)	92